# 第234回石川県弓道定期審査要項

#### 1. 対象者

中学生から一般までを対象として実施する。段位間の受審は、五ヶ月の経過を要する。はじめての無指定受審者も五ヶ月以上の弓道経験を要する。

令和6年度の県連登録会員であること。(4月であるため、登録は審査後でも可。)

## 2. 審査会場・実施日・審査種別

石川県立武道館	4月20日(土)	無指定と初段
	4月21日(日)	前日不都合な無指定・初段と弐段から四段

- ※申し込みに当たり、審査実施日の記載もれ・間違いに注意のこと。
- ※中学生・高校生は、学年の欄には、審査当日の新学年を記載すること。
- ※生年月日は、和暦で記載すること。

#### 3. 日程

両日とも、種別または立順別に小グループに分けて、入館と退館の時間を設定して実施する。 受審者数が確定しないと設定ができないため、申し込み締め切りの数日後に立順公表と同時 に日程・指定時間帯を各連絡員に送り、県弓連HPに掲載する。

### 4. 審査課題

行射 両日とも、的間隔165cm・4人立・2射場で行う。(射場図は、別紙。)

学科 当日学科試験は行わない。入館後の受付時に、回答用紙(別紙)を提出すること。 無指定受審査者も初段問題の回答を必ず提出すること。

### (回答提出なしの場合は、受審を認めない。)

回答用紙に、Aの問題とその回答を書き、その下にBの問題とその回答を書く。 ※要約し、なるべく一枚に書ききること。一枚に収まらない場合は、枠外や裏面に書かず、二枚目を使用し、左上をホッチキスなどで止めること。

審査種別	A問題	B問題
初段 (無指定)	「射法八節」を順に列挙し、「足踏み」	あなたは危険防止のためにどんなこ
	を説明しなさい。	とに注意していますか。
		(箇条書きで10程書く。)
弐段	「執弓の姿勢」について説明しなさ	弓道が他のスポーツと異なる点につ
	V,	いて述べなさい。
参段	「射法・射技の基本」を列挙し、「目づ	日常修練で苦労していること、その取
	かい」について説明しなさい。	り組みについて述べなさい。
四段	「五重十文字」について説明しなさ	「礼記―射義―」「射法訓」の教えの要
	l,	点について述べなさい。

### 5. 審查申込

申込書 単位協会ごとにまとめて、<u>4月5日(金)必着</u>で下記(審査部長宅)に郵送のこと。 **受審料送付書・受審者一覧表とともに申込書を送付**してください。

締切り日が迫って出す場合は、メールで一覧表を送り、申込書は速達でお願いします。

メールアドレス <konkamati@nifty.com>〒929-0325 河北郡津幡町加賀爪ホ352 吉本直正携帯電話番号 070-8827-0189

受審料 各協会ごとにまとめて、**用紙Bにて、段別受審者数を記入の上、ATMから送金願います。**(.白紙の郵便振替用紙を使って下記へ振り込んでいただいても結構です。) 振込先 00750-2-4713 石川県弓道連盟審査部

### 6. 服装

四段まで弓道衣で実施。(和服ではありません。)

### 7. そのほか

- ※コロナの5類移行に伴い、受審辞退者の返金は行ないません。
- ※開会式・閉会式は行いません。矢渡・演武は、時間的に可能な限り実施します。
- ※混雑防止のため、入館時間を区切って実施します。行射後は速やかに退館ください。
- ※大会議室を控え室とします。廊下に荷物を置いたり、座り込むなどしないでください。 女子更衣室は第四会議室とします。更衣後は大会議室で控えてください。

大会議室内に、巻き藁場と第三控えを設置します。

(大会議室・第四会議室の予約は現段階では確定していません。変更ある場合は後日連絡いたします。)

- ※マスク着用の方は、入場の前に、マスクを外し、懐に入れるなど自分で処置してください。
- ※第一控えの後、いったん射場内の衝立の後ろに入り、そこから入場となります。
- ※合格発表は後日、連絡員にメールでお知らせいたします。その後、**各協会で登録料をまとめて、用紙Bを用いて段別登録者数を記入の上、ATMから送金願います。**

(. 白紙の郵便振替用紙を使って下記へ振り込んでいただいても結構です。) 振込先00750-2-4713 石川県弓道連盟審査部

#### ※受審料・登録料について

	受審料	登録料+県登録手数料500円
無指定	1,030 円	1, 030+500= 1, 530 円
初段	2,050 円	3, 100+500=3,600 円
弐段	3,100円	4, 100+500= 4, 600 円
参段	4,100円	$5, 100+500=5, 600 \ \ \Box$
四段	5,100円	6, 200+500=6, 700  円

尚、無指定からの初段合格者は、初段受審料との差額+初段登録となるため、

1,020+3,600=4,620円を登録料として納金のこと。